

令和5年3月1日

令和4年鳥羽市議会会議  
提出議案

鳥羽市長

## 令和5年3月1日会議提出議案一覧表

議案第57号	令和5年度鳥羽市一般会計予算	・・・	別冊
議案第58号	令和5年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第59号	令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第60号	令和5年度鳥羽市定期航路事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第61号	令和5年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第62号	令和5年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計予算	・・・	別冊
議案第63号	令和5年度鳥羽市水道事業会計予算	・・・	別冊
議案第64号	鳥羽市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例の 制定について	・・・	1
議案第65号	鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	・・・	7
議案第66号	鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に 関する条例等の一部改正について	・・・	15
議案第67号	鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について	・・・	17
議案第68号	鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	・・・	19
議案第69号	鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	・・・	22
議案第70号	鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について	・・・	25
議案第71号	鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正について	・・・	28
議案第72号	鳥羽市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・	30
議案第73号	指定管理者の指定について（桃取コミュニティセンター）	・・・	33
議案第74号	指定管理者の指定について（畔蛸コミュニティセンター）	・・・	34
議案第75号	指定管理者の指定について（船津コミュニティセンター）	・・・	35
議案第76号	指定管理者の指定について（鳥羽大庄屋かどや）	・・・	36
議案第77号	指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）	・・・	37
議案第78号	相互救済事業の委託について	・・・	38

議案第 6 4 号

鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について  
鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

個人情報の保護に関する法律の施行に伴う必要な事項及び災害対策基本法の委任に基づく個人情報の提供に関する特例について定めたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の委任に基づく個人情報の提供に関する特例について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（地方公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

### (個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）を開始しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 取り扱う個人情報の対象者
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による個人情報取扱事務の開始又は届出事項の変更に係る届出に係る事項及び前項の規定による個人情報取扱事務の廃止に係る届出に係る事項を、個人情報取扱事務ごとに、かつ、全ての個人情報取扱事務について、記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求及び利用停止請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

2 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第 号）第4条に規定する鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会（次条において「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(災害対策基本法に基づく名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する特例)

第9条 市長は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定による同項に規定する避難支援等関係者に対する名簿情報（同法第49条の10第1項の規定により作成された避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。以下この項において同じ。）の提供について審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得ることなく、当該名簿情報の提供をすることができる。

2 前項の規定は、災害対策基本法第49条の15第2項の規定による同条第1項に規定する個別避難計画情報の提供について準用する。この場合において、前項の規定中「本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）」とあるのは、「避難行動要支援者等（同法第49条の15第2項に規定する避難行動要支援者等をいう。）」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鳥羽市個人情報保護条例の廃止)

第2条 鳥羽市個人情報保護条例(平成17年条例第22号)は、廃止する。

(鳥羽市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の鳥羽市個人情報保護条例

(以下「旧条例」という。)第3条第2項及び第12条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第16条第1項若しくは第2項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示(これに係る手数料を含む。)、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行

前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「鳥羽市個人情報保護条例(平成17年条例第22号)」を「鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年条例第号)」に改める。



議案第65号

鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について  
鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように定める。

令和5年 3月 1日 提出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

鳥羽市情報公開審査会と鳥羽市個人情報保護審査会を統合した諮問機関を設置するため、必要な事項を定めたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

### (設置)

第2条 情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 鳥羽市情報公開条例（平成12年条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第14条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（議会を除く。以下同じ。）をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第7条第1項に規定する公開決定等（次条第1号において「公開決定等」という。）に係る公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第2号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等公文書に係るものをいう。）をいう。

### (所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第14条第1項の規定による諮問に応じ、公開決定等又は情報公開条例第6条に規定する公開請求に係る不作為についての審査請求に関

する事項

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(3) 鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第 号）第8条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

（組織）

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第6条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第7条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（審査会の調査審議）

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

（審査会の調査権限）

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第10条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求

人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（個人情報 の適正な取扱いの確保に関する調査審議）

第15条 審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、実施機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(罰則)

第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(委員の委嘱に関する準備行為)

第2条 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第6条第1項の規定の例により、審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱された委員は、施行日において同項の規定により委嘱されたものとみなす。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「

情報公開審査会委員	日額	10,000円	同
個人情報保護審査会委員	日額	10,000円	同

」を「

情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	10,000円	同
------------------	----	---------	---

」に改める。

(鳥羽市情報公開条例の一部改正)

第4条 鳥羽市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「次条に規定する鳥羽市情報公開審査会」を「鳥羽市情報公

開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第 号）第2条に規定する鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

（鳥羽市情報公開条例の改正に伴う経過措置）

第5条 施行日前に前条の規定による改正前の鳥羽市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第15条の規定により設置された鳥羽市情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

- 2 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第15条第10項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（鳥羽市個人情報保護条例の廃止による個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置）

第6条 施行日前に鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例附則第2条の規定による廃止前の鳥羽市個人情報保護条例（平成17年条例第22号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第24条の規定により設置された鳥羽市個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧個人情報保護審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

- 2 この条例の施行の際現に旧個人情報保護審査会の委員である者又は施行日前において旧個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条

例第24条第9項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。



議案第 66 号

鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例  
等の一部改正について

鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例等の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするもの  
である。

鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例(昭和63年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項の表の第2号」を「第12条第4項の表の第2号」に、「第45条第2項の表の第2号」を「第45条第3項の表の第2号」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

(鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正)

第2条 鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例(平成15年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項の表の第3号」を「第12条第4項の表の第3号」に、「第45条第2項の表の第3号」を「第45条第3項の表の第3号」に改める。

(鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正)

第3条 鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例(令和3年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第2条第1項中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について

鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年 3月 1日 提出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、  
所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

鳥羽市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 68 号

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部改正について

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

民法等の一部改正及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「又は同項第2号」を「又は同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第

1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に掲げる」を「第19条第1号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 69 号

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

民法等の一部改正、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正及  
び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、  
所要の改正をしたく、本提案とするものである。



鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を

勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第70号

鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例を次のように定める。

令和5年 3月 1日 提 出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正  
をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 7 1 号

鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正について

鳥羽市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う出産育児一時金の支給額の改定及び新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を再度延長したく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(鳥羽市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 鳥羽市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

(鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥羽市国民健康保険条例第6条の規定は、令和5年4月1日から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第72号

鳥羽市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年 3月 1日 提出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

堅神火葬場の霊安室（冷蔵庫）の運用を開始するため、所要の改正をいたく、本提案とするものである。



鳥羽市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分		単位	使用料		
			市内	市外	
火葬炉	死体	12歳以上	1体	8,000円	50,000円
		12歳未満（死産児を含む。）	1体	5,000円	30,000円
	身体の一部		1件	5,000円	30,000円
	改葬（墓地等に埋葬され、埋蔵され、又は収蔵されていた死体又は焼骨の火葬）		1件	5,000円	30,000円
和室		1回	1,000円	2,000円	
霊安室		1日	1,000円	2,000円	

備考

1 「市内」とは次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める住所又は所在地が本市にある場合をいうものとし、「市外」とはこれ以外の場合をいうものとする。

(1)死体（死産児を除く。） 死亡者の住所

(2)死産児 父又は母の住所

(3)身体の一部 使用者の住所

(4)改葬 鳥羽市内の当該死体及び焼骨

2 火葬のとき使用する和室の使用料は、無料とする。

3 霊安室の使用時間は24時間を1日とし、その後24時間を超すごとに1日加算する。ただし、端数時間が生じた場合は1日とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 7 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
桃取コミュニティセンター	鳥羽市桃取町 284 番地 桃取町内会 会長 山下 浩	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

令和 5 年 3 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第74号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
畔蛸コミュニティセンター	鳥羽市畔蛸町95番地 畔蛸自治会 会長 瀬崎 豊一	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和5年 3月 1日 提 出

令和5年 3月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第75号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
船津コミュニティセンター	鳥羽市船津町690番地 船津町内会 会長 木本 伸一	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和5年 3月 1日 提 出

令和5年 3月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第76号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽大庄屋かどや	鳥羽市鳥羽四丁目3番24号 かどや保存会 会長 寺田 直喜	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和5年 3月 1日 提 出

令和5年 3月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第 77 号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽市立海の博物館	鳥羽市浦村町大吉 1731 番地 68 公益財団法人東海水産科学協会 理事長 石原 真伊	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

令和 5 年 3 月 日

鳥羽市長 中村 欣一郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

## 議案第78号

### 相互救済事業の委託について

災害による財産の損害に対する相互救済事業を行うため、下記のとおり委託することについて、地方自治法第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 3月 1日 提出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

### 記

- 1 事業の名称 火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業
- 2 委託の相手方 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号  
公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構
- 3 対象となる財産 市が管理する市営住宅、小集落改良住宅及び特定公共賃貸住宅並びに共同施設のうち必要なもの
- 4 委託に伴う経費 毎年度予算で定める経費

### 提案理由

火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を公益社団法人全国公営住宅火災共済機構に委託したく、本提案とするものである。